

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防ワクチンについて接種者の追跡調査と重篤な副反応被害者の救済を求める意見書(案)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、昨年4月から予防接種法に基づく定期予防接種となったが、ワクチンとの因果関係が懸念される持続的な疼痛をはじめとするさまざまな症状が接種後に出現したことにより、6月14日の国の勧告以降、2月19日現在接種の積極的勧奨は行われていない。また国が因果関係等の調査を行ってきた。

予防接種後に持続的な痛み、不随意運動、脱力等の重篤な症状を訴える例が全国的に発生し、通学や進学に支障を来す例も出ている。また、適切な治療や相談を行う機関が少なく、遠方まで治療のために通わなければならない等、家庭の経済的、精神的負担が増大し、早急な対応が求められている。

国においては、国民の健康と安全を守るため、また拡大する国民の不安を解消するため、次の事項について万全の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種については、接種者全員に追跡調査を行い、安全性に関する慎重な評価検討、国民への適切な情報提供により、不安解消に万全を期すること
- 2 副反応に対する治療法の確立と治療体制の充実を早急に進めるとともに、必要な予算措置を講ずること
- 3 任意接種を受けた者を含め、本人や保護者からの副反応等に関連した相談に応ずる窓口を地方自治体などに早急に設置し、学校生活や進学についても、公立私立にかかわらず特段の配慮や支援を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年 月 日

埼玉県和光市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様

文部科学大臣 下村 博文 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様